

宗像市こども計画

シート①<こどもの権利保障と自分らしい育ち>

No.	施策カテゴリー	事業名	所管課	事業概要	該当計画					指標名	令和11年度目標値	令和7年度			令和7年度実施計画	令和7年度実施状況
					子ども・子育て	次世代育成	子ども基本条例	子どもの未来応援	子ども・若者			目標値または活動指標	実績値	評価(A~E)		
1	こどもの権利の啓発	子ども基本条例啓発	子ども育成課	こども、保護者、市民等及びこども関係施設に対して、こどもの権利や子ども基本条例の内容を正しく理解してもらうため啓発活動を行う。			●			啓発活動回数(年間)	15回	10回		「宗像市子どもの権利の日」がある11月を中心にこどもの権利啓発の取組を実施し、周知、こどもの権利啓発を図る。		
2		子ども育成推進事業	子ども育成課	市立学校でこどもの権利に関する授業を実施する。こどもが意見表明する場や機会を確保する。こどもの意見聴取と施策への反映を実践・推進する。			●			権利が守られ、自分が尊重されていると感じているこどもの割合	90%	89%		令和7年度宗像市教育ハンドブックに「宗像市子ども基本条例」に基づく取組を掲載し、全ての市立学校にて子ども基本条例を扱った授業等を行い、こどもの「自分らしく生きる権利」などの周知を図る。また、こどもの意見表明、施策への反映の機会を提供し、こどもの権利を保障する。		
3	こどもの権利救済	子どもの権利救済事業	子ども支援課	宗像市子ども基本条例に定めるこどもの権利の侵害に対する救済・回復を図るため、子どもの権利救済委員及び救済委員を補助する子どもの権利相談員を置く。併せて相談窓口としてむなかた子どもの権利相談室を設置し、こどもと関係者からの相談・救済申立てなどに基づき、必要に応じて助言・調査・調整・要請・勧告などを行う。	●	●	●			子どもの権利相談室認知率（子どもの権利相談室のことを知っているこどもの割合）	100%	100%		子どもの権利相談室（はびくろ）がより多くの子どもたちから身近な相談相手として認知されるよう、周知を図る。 面談、電話相談、お手紙相談、出張相談などを通して、権利侵害を受けている子どもを早期に発見し、子どもの悩みや課題の解決を図る。 はびくろ子ども実行委員会を組織し、子どもの権利啓発活動を行う中で意見表明の場を設ける。		